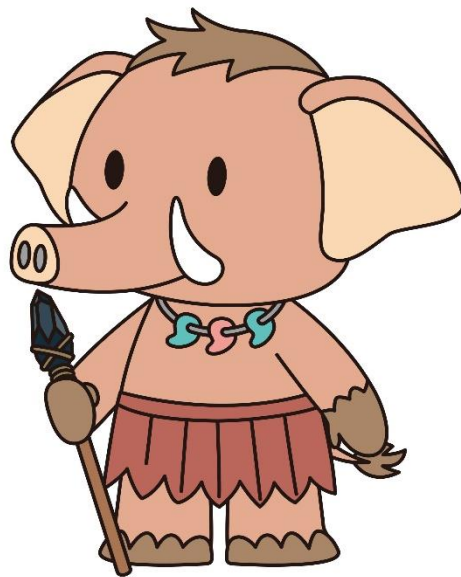


みどり市

高齢者向けサービス一覧

☆みどり市在住の在宅で暮らす高齢者へのサービスです☆



みどり市マスコットキャラクター「みどモス」

1 福祉タクシー料金助成

○公共交通機関の利用が困難な在宅の高齢者が通院や買い物などで外出する際、指定業者で利用できるタクシー利用券を交付します。

※申請される方は、下記窓口までお問い合わせください。

対象者	下記の①～⑦全てを満たす方 ① 65歳以上 ② 要支援認定又は要介護認定を受けている ③ 自動車を所有していない世帯に属している ④ 所得税非課税の世帯に属している ⑤ 本人および世帯員が自動車税の減免を受けていない ⑥ みどり市じん臓機能障害者等通院交通費の支給を受けていない ⑦ みどり市重度障害者（児）福祉タクシー料金の助成を受けていない
申請時期	随時（民生委員を通して申請を行います。）
利用できる会社	●笠懸町・大間々町にお住まいの方は以下の5社が利用できます。 ① （株）沼田屋タクシー Tel 76-5242 ② 桐生朝日自動車（株） Tel 54-2420 ③ 桐生合同自動車（株） Tel 46-3939 ④ NPO法人ファミリー Tel 090-2740-9783 ⑤ NPO法人わたらせライフサービス Tel 70-6677 （NPO法人ファミリーとNPO法人わたらせライフサービスは、笠懸町・大間々町で福祉有償運送を行っている団体です。利用できるのは笠懸町、大間々町在住でタクシーの利用が困難な方です。利用には会員登録が必要です。） ●東町にお住まいの方は以下の4社が利用できます。 ① （株）沼田屋タクシー Tel 76-5242 ② 桐生朝日自動車（株） Tel 54-2420 ③ 桐生合同自動車（株） Tel 46-3939 ④ NPO法人グループ28 Tel 070-2689-8293 （NPO法人グループ28は、東町で交通空白地有償運送を行っている団体です。）
窓口	介護高齢課・大間々市民生活課・東市民生活課

※年間最大48枚交付（月4枚交付のため、申請月により変わります。）

※1回の乗車につき枚数制限はありません。

※タクシー利用券1枚は初乗り運賃相当（R6.4月現在 600円）です。



2 寝たきり高齢者等紙おむつ給付

〇みどり市内の指定店で使用できる紙おむつ利用券を交付します。

※申請される方は、下記窓口までお問い合わせください。

対象者	下記の①～④全てを満たす方 ① 65 歳以上 ② 寝たきりや認知症により、在宅で6ヶ月以上失禁状態にあり、常時紙おむつが必要 ③ 要介護2以上 ④ 入院・短期入所・施設入所が半期で100日未満 （上期：前年10月1日～3月31日、下期：4月1日～9月30日）
申請時期	継続 →毎年3月、9月に民生委員を通して申請 新規 →上期：4/30まで、下期：10/31までに民生委員を通して申請
窓口	介護高齢課・大間々市民生活課・東市民生活課
交付枚数	4月1日と10月1日を基準日として1万円分の利用券を年2回交付

※短期入所とは、ショートステイとも呼ばれ、施設に短期間宿泊をするものです。

デイサービスは日帰りのため、④にはカウントされません。

3 寝たきり高齢者理容サービス

〇自宅で散髪等のサービスが受けられる理容サービス券を交付します。

※申請される方は、下記窓口までお問い合わせください。

対象者	下記の①～③全てを満たす方 ① 出張による理容サービスが必要な在宅で生活する65歳以上 ② 要介護2以上 ③ 6ヶ月以上寝たきりで、理容店に行くことができていない
申請時期	随時（民生委員を通して申請を行います）
窓口	介護高齢課・大間々市民生活課・東市民生活課・社会福祉協議会
交付枚数	年間最大4枚



※理容組合の協力により実施されています。組合に所属する店舗で利用できますが、新規所属や廃業等により変更がある場合がありますので、理容券の利用が可能かどうかは、利用前に店舗に直接お問い合わせください。

※障害者手帳所有等の条件を満たす重度身体障害児（者）も、社会福祉課の事業で対象になる場合があります。

4 高齢者生活サポート

○補聴器や歩行杖などの購入費の一部を助成します。

※申請される方は、介護高齢課までお問い合わせください。

＜補聴器購入補助＞※事前申請

対象	下記の①～④の <u>全て</u> を満たす方 ①市内在住の65歳以上 ②聴覚障害による身体障害者手帳の交付の対象にならない ③両耳の聴力レベルが40デシベル以上 ④医師により補聴器を必要と認められている
対象用品	管理医療機器として認定された製品
補助額	購入費の2分の1（上限25,000円）
申請時期	随時
窓口	介護高齢課

＜白内障特殊眼鏡等購入補助＞※事後申請

対象	下記の①～③の <u>全て</u> を満たす方 ①市内在住の65歳以上 ②老人性白内障の手術を受けた ③医師により特殊眼鏡等が必要と認められている
対象用品	特殊眼鏡・特殊コンタクトレンズ・補助眼鏡・補助コンタクトレンズ等 ※眼鏡は、レンズ代のみが対象になります。
補助額	購入費の2分の1（上限は購入する眼鏡等によって異なります。）
申請時期	随時
窓口	介護高齢課

＜歩行杖・シルバーカー購入補助＞※事前申請

対象	下記の①と②の <u>両方</u> を満たす方 ①市内在住の65歳以上 ②介護保険サービスにて、歩行補助用具の貸与を受けていない
対象用品	SG 基準適合商品
補助額	購入費の2分の1（上限10,000円）
申請時期	随時
窓口	介護高齢課

＜見守り機器等購入補助＞※事前申請

対象	下記の①と②の両方を満たす方 ①市内在住の65歳以上 ②ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯に属している
対象用品	見守りカメラ・見守りセンサーなど
補助額	購入費の2分の1（上限15,000円） レンタルの場合は初月料の2分の1
申請時期	随時
窓口	介護高齢課

＜電磁調理器購入補助＞※事前申請

対象	下記の①と②の両方を満たす方 ①市内在住の65歳以上 ②ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯に属している
対象用品	安全機能のついた卓上型コンロ
補助額	購入費の2分の1（上限5,000円）
申請時期	随時
窓口	介護高齢課



5 ひとり暮らし高齢者火災警報器給付

○ひとり暮らし高齢者の安心・安全な生活を確保するため、みどり市在住のひとり暮らし高齢者に住宅用火災警報器を給付します。

※申請される方は、介護高齢課までお問い合わせください。

対象者	下記の①～③<u>全て</u>を満たす方 ① ひとり暮らし高齢者基礎調査(70 歳以上)の対象者 ② 持ち家か親族所有の無償の家屋に居住している ③ 市民税非課税世帯に属している	
申請時期	随時	
窓口	介護高齢課	

※寝室に1台、「煙感知式火災警報器」を設置します。

6 介護慰労金

○寝たきりの在宅高齢者等を介護する介護者の労をねぎらうため年間6万円もしくは10万円を支給します。

対象者	下記の①～⑤<u>全て</u>を満たす高齢者等を、12月1日において在宅で1年以上継続して介護している方 ① 65歳以上または特定疾病を患っている40歳以上65歳未満 ② 要介護4以上の状態が1年以上続いている ③ 老人福祉施設に入所していない ④ 入院や短期入所が1年で100日以下 ⑤ 特別障害者手当又は福祉手当を受給していない 上記条件に該当する方は6万円を支給します。 ※1年間介護保険サービスを利用しておらず、かつ市民税非課税世帯の場合は10万円を支給します。
申請時期	<u>申請は必要ありません。</u> 毎年11月に、上記の要件に該当する可能性のある被介護者の調査票の配布・回収を民生委員に依頼します。その後、市で確認および審査をして対象者に支給します。
窓口	介護高齢課

※短期入所とは、ショートステイとも呼ばれ、施設に短期間宿泊をするものです。

デイサービスは日帰りのため、④にはカウントされません。



7 敬老祝金事業

○高齢者に敬意を表すとともに長寿を祝福して、敬老祝金をお贈りします。

○県内の他市では、5年・10年毎など対象年齢や支給金額を一定の節目としていますが、
みどり市は満80歳以上の高齢者を対象に毎年お贈りしています。

対象者	下記の①と②両方を満たす方 ① 祝金を支給する年の1月1日から12月31日までの間に満80歳以上に達する方 ② 祝金を支給する年の9月1日において、みどり市の住民基本台帳に登録されて3ヶ月以上経過している方
贈呈方法	口座振込
窓口	介護高齢課
贈呈額	下記の表のとおり

参考【100歳までの敬老祝金合計支給額】

100歳まで	212,000円
--------	----------

贈呈額（R6.4月現在）	
年齢層	支給額
80～87歳・89歳	3,000円
88歳	10,000円
90～98歳	5,000円
99歳	30,000円
100歳	100,000円
101歳以上	10,000円



県内12市では
合計支給額1位です！



8 配食サービス

〇週 2 回栄養バランスのとれた昼食の配達と安否確認を行います。

※申請される方は、下記窓口までお問い合わせください。

対象者	下記の①と②両方を満たす方 ① 65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯か、これに準ずる世帯に属する高齢者、身体障がい者 ② 心身の障がいや傷病等で調理及び栄養管理が困難
申請時期	随時
窓口	介護高齢課・社会福祉協議会
利用負担額	1食300円(食材料費)

※笠懸地区・大間々地区→毎週月曜日・木曜日です。

※東地区→毎週火曜日・金曜日です。



9 介護用車両購入費等補助

〇介護用車両について、購入又は改造するための費用の一部を補助します。

※申請前の購入・改造は補助対象になりません。申請後、交付決定通知書を受領してから購入・改造をしてください。

※申請される方は、介護高齢課までお問い合わせください。

対象者	下記の①～⑤全てを満たす方または同一世帯に属する家族 ① 要介護認定を受けている ② 65歳以上 ③ 日常的に車椅子を使用している、または使用が見込まれる ④ 他の制度により介護用車両の購入又は改造に要する費用の補助を受けていない ⑤ 市税や保険料の滞納がない世帯に属している
申請時期	4月～翌年2月（購入・改造前）
窓口	介護高齢課

10 緊急通報装置給付

○家庭内での突然の事故や急病等の際、簡単な操作で消防署に連絡できる装置です。

※申請される方は、下記窓口までお問い合わせください。

< 貸与 >

対象者	下記の①～③ 全て を満たす方 ① 65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯に属している ② 要支援認定または要介護認定を受けている ③ 心身の状態や日常生活動作に支障があるため緊急通報装置の設置が必要と認められる
申請時期	随時
窓口	介護高齢課・社会福祉協議会
利用負担額	無料(ただし、所得に応じて一部負担の場合あり)

< 購入 >

対象者	65歳以上のひとり暮らし高齢者で心身に不安があり、設置を希望する方
申請時期	随時
窓口	介護高齢課・社会福祉協議会
利用負担額	全額自己負担

< 貸与・購入共通注意事項 >

※緊急連絡先として協力員（親族等）1名以上の登録が必要です。

※電話回線を利用して通報する装置です。NTT回線が必要です。その他の回線をご利用の方は事前にご相談ください。

※コンセントを必要とします。電話機の近くに電源があるか確認してください。



1 1 住宅改造費補助

○高齢者が居住する住宅について、バリアフリーのための改修や改造を行う場合、予算の範囲内で補助します。

※申請前の着工は補助対象になりません。

申請後、交付決定通知書を受領してから着工してください。

※2月末日までの工事完了必須 ※委任による受領可

※介護保険制度を利用した住宅改修が優先です。

※申請される方は、介護高齢課までお問い合わせください。



対象者	下記①か②のいずれかを満たす世帯に属している方 ① 65 歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯で前年所得税非課税の世帯 ② 65 歳以上で要介護 2 以上の高齢者のいる世帯で、生計中心者の前年所得税課税額が 8 万円以下の世帯
対象工事	下記の①～⑧の工事のみ対象 ① 手すりの取り付け ② 段差の解消 ③ 滑りの防止、移動の円滑化等のための材料の変更 ④ 引き戸等への扉の取替え ⑤ 和式便器から洋式便器への取替え ⑥ 廊下、便所等のスペース拡張 ⑦ 便所、浴室と寝室等の距離の短縮 ⑧ 上記の工事に必然的に付随する附帯工事
申請時期	随時（着工前）
窓口	介護高齢課

1 2 ショートステイ(生活管理指導短期宿泊事業)

○社会適応が困難な高齢者に対して、施設での短期間の宿泊により日常生活に対する支援や指導を行います。

※申請される方は、介護高齢課までお問い合わせください。

対象者	要介護認定において自立と判定されたが支援が必要な方
申請時期	随時
窓口	介護高齢課

※必要経費の一部自己負担があります。

13 高齢者見守り事業

○高齢者が徘徊等で所在不明となった場合の身元確認の備えとすることで、対象者やご家族の日常生活の安全を支援するためのサービスです。

※申請される方は、介護高齢課までお問い合わせください。

< ①GPS 徘徊高齢者探知システム費用補助 >

対象者	市内在住のおおむね65歳以上の徘徊高齢者を介護している家族等で、徘徊時、位置確認後迎えに行くことができる方
申請時期	随時
費用	月額 1,320 円 (初期費用の 11,440 円は市が補助)
窓口	介護高齢課



< ②身分証明ストラップ無料配布 >

対象者	70歳以上のひとり暮らし高齢者で希望者
申請時期	随時
費用	無料
窓口	介護高齢課



< ③事前登録制度 >

対象者	65歳以上の高齢者、認知症やその疑いがある方
申請時期	随時
費用	無料
窓口	介護高齢課・桐生警察署

14 安心支援事業

○安心支援事業サポーターが、在宅で生活する高齢者の簡単な日常生活の支援を行います。

※申請される方は、下記窓口までお問い合わせください。

対象	65 歳以上
サービス内容	話し相手・外出付添・ゴミ出し・掃除・買い物代行・草取り・洗濯・電球交換など（簡単な日常生活の支援）
利用可能な時間帯	原則 8：30～17：00 まで
料金	利用時間 30 分につき利用券 1 枚（250 円分） 利用にあたっては事前に利用券の購入が必要です。 社会福祉協議会にて 4 枚 1,000 円で利用券を販売しています。
窓口	介護高齢課・社会福祉協議会



15 車椅子・ベッド貸し出し

○介護保険認定者以外の障がい者等へ車椅子、ベッドを貸し出します。

※希望される方は、社会福祉協議会までお問い合わせください。

対象者	介護保険認定者以外の障がい者等
窓口	社会福祉協議会

16 福祉自動車貸し出し

○車椅子での移動が必要な人の外出支援のため、最長3日間スロープ付き自動車を貸し出します。

※希望される方は、社会福祉協議会までお問い合わせください。

対象者	車椅子での移動が必要な人等
窓口	社会福祉協議会

☆問い合わせ先一覧☆

市役所	笠懸庁舎 介護高齢課高齢福祉係	TEL：0277-76-0974
	大間々庁舎 大間々市民生活課福祉係	TEL：0277-76-1846
	東庁舎 東市民生活課市民福祉係	TEL：0277-76-0984
社会福祉協議会	本所	TEL：0277-76-4111
	大間々支所	TEL：0277-47-7066
	東支所	TEL：0277-97-2828

※社会福祉協議会は包括支援センターと同じ場所にあります。

☆地域包括支援センター

- 笠懸 (TEL : 0277-47-7551)



- 大間々 (TEL : 0277-47-7552)

みどり市庁舎のご案内

(大間々庁舎)

1階



- 東 (TEL : 0277-47-7553)



☆みどり市在住の高齢者が利用できる施設☆

※新型コロナウイルス感染症対策のため休館日や開館時間に変更がある場合があります。
ご利用の際はお手数ですが、事前に各施設までお問い合わせくださるようお願いいたします。

◎ 養護老人ホーム

【養護老人ホーム高津戸荘】

所在地 大間々町高津戸 998 番地	
入所対象者 おおむね 65 歳以上の高齢者で身寄りがなく、 経済的、環境的に家庭で生活ができない者 （その他、入所に際しての要件があります）	
利用料 収入等に応じた自己負担が発生します。	
申出先 みどり市役所 介護高齢課 Tel 76-0974	

◎ 高齢者向け施設

【いきいきセンター（介護予防複合施設）】

対象者 高齢者・障がい者を中心とした施設ですが、各 部屋の予約状況に応じて市在住の方どなたで も予約できます。	
開館時間 午前 9 時～午後 10 時 [受付時間] 午前 9 時～午後 4 時（4 月～10 月） 午前 9 時～午後 3 時（11 月～3 月）	
利用料 無料	
休館日 年末年始(12/29～1/3)	
所在地・連絡先 大間々町大間々1378 番地 Tel 72-1765	

【笠懸老人憩の家】

対象者
60 歳以上の方
開館時間
午前 9 時～午後 4 時
利用料
無料
休館日
土曜日・日曜日・祝日・ 年末年始（12/29～1/3）
所在地・連絡先
笠懸町鹿 250 番地 TEL:76-5064



【大間々老人憩の家】

対象者
60 歳以上の方
開館時間
午前 10 時～午後 6 時
利用料
無料
休館日
月曜日・年末年始（12/29～1/3）
所在地・連絡先
大間々町桐原 1251 番地 1 TEL:72-1620



【老人福祉センター（まごころ）】

対象者
どなたでも利用できます。
開館時間
午前 9 時～午後 5 時（4 月～9 月） 午前 9 時～午後 4 時（10 月～3 月）
利用料
市内在住の方
① 60 歳未満…310 円
② 60 歳以上の方・就学前児童・障がい者手帳所持者…無料
市外在住の方…520 円
休館日
月曜日・年末年始（12/28～1/5）
所在地・連絡先
東町花輪 114 番地 3 TEL:97-2828

